

報 第1号

公印の押印範囲等の見直し及び県民からの押印廃止に伴う
関係規則等の整理について

このことについて、教育長に対する権限委任規則（昭和53年広島県教育委員会規則第1号）第3条第1項の規定によって、臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

令和3年8月11日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

1 臨時に代理した理由

令和3年8月1日までに、県民からの押印廃止等を内容とする教育委員会規則等の改正を行う必要が生じたが、教育委員会会議を招集する暇がないと認め、教育長が臨時に代理したものである。

2 改正内容

別紙のとおり

3 臨時代理年月日

令和3年7月27日

4 施行期日

令和3年8月1日

5 根拠規定

教育長に対する権限委任規則第3条

第3条 教育長は第1条各号に掲げる事項について、緊急を要する事案で、かつ教育委員会の会議を招集する暇がないとき又は同会議が成立しないときは、当該事項を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事務の管理及び執行の状況を次の教育委員会の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

●県民からの押印廃止等に伴い改正する規則等一覧

別紙

【教育委員会規則】

番号	規則名等	規則等番号	改正概要
1	学校教育法施行細則	昭和30年教育委員会規則第1号	県民の押印を廃止
2	広島県教育委員会会議傍聴規則	昭和61年教育委員会規則第9号	公印の押印を廃止
3	技能教育施設の指定の申請等に関する規則	平成2年教育委員会規則第1号	県民の押印を廃止
4	広島県教育委員会聴聞等規則	平成6年教育委員会規則第12号	県民の押印を廃止
5	広島県教育委員会の所管に属する公の施設における指定管理者の指定手続等に関する規則	平成19年教育委員会規則第2号	県民の押印を廃止
6	広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則	平成28年教育委員会規則第8号	県民の押印を廃止

【教育委員会訓令】

番号	規則名等	規則等番号	改正概要
1	広島県教育委員会公印規程	昭和37年教育委員会訓令第9号	次の一部の公印を廃止 ●広島県教育委員会事務局教育次長 ●広島県教育委員会事務局部長 ●広島県教育委員会事務局課長 ●広島県教育委員会事務局室長
2	広島県立学校職員の人事評価に関する訓令	平成28年教育委員会訓令第8号	公印の押印を廃止

【教育委員会告示】

番号	規則名等	規則等番号	改正概要
1	広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱	昭和51年教育委員会告示第4号	県民の押印及び公印の押印を廃止

広島県教育委員会規則第八号

学校教育法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年七月三十日

広島県教育委員会

教育長 平川理恵

学校教育法施行細則等の一部を改正する規則

(学校教育法施行細則の一部改正)

第一条 学校教育法施行細則(昭和三十年広島県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第3号 (第6条関係)</p> <p>(略)</p> <p>〇〇市(町)教育委員会</p> <p>学級編制認可申請(届出)書</p> <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p> <p>様式第4号 (第6条関係)</p> <p>(略)</p> <p>〇〇市(町)教育委員会</p> <p>学級編制変更認可申請(届出)書</p> <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p>	<p>様式第3号 (第6条関係)</p> <p>(略)</p> <p>〇〇市(町)教育委員会 印</p> <p>学級編制認可申請(届出)書</p> <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p> <p>様式第4号 (第6条関係)</p> <p>(略)</p> <p>〇〇市(町)教育委員会 印</p> <p>学級編制変更認可申請(届出)書</p> <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p>

改正後

様式第5号 (第11条関係)

(略)

〇〇市(町)教育委員会

特別支援学校就学該当者通知書

(略)

改正前

様式第5号 (第11条関係)

(略)

〇〇市(町)教育委員会



特別支援学校就学該当者通知書

(略)

(広島県教育委員会会議傍聴規則の一部改正)

第二条 広島県教育委員会会議傍聴規則(昭和六十一年広島県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第2号 (第1条関係)

(表)

傍聴券	(略)
令和 年 月 日	開催の広島県教育委員会の会議の傍聴を許可 します。
令和 年 月 日	(略)
	広島県教育委員会教育長

(裏)
(略)

改正前

様式第2号 (第1条関係)

(表)

傍聴券	(略)
平成 年 月 日	開催の広島県教育委員会の会議の傍聴を許可 します。
平成 年 月 日	(略)
	広島県教育委員会教育長 

(裏)
(略)

改正後

様式第3号 (第1条関係)

(表)

傍 (令和)	聴 年 月	証 日会議用)
(略)	(略)	(略)
広島県教育委員会教育長		

(裏)
(略)

改正前

様式第3号 (第1条関係)

(表)

傍 (平成)	聴 年 月	証 日会議用)
(略)	(略)	(略)
広島県教育委員会教育長 		

(裏)
(略)

(技能教育施設の指定の申請等に関する規則の一部改正)

第二条 技能教育施設の指定の申請等に関する規則(平成二年広島県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別記様式第1号 (第2条関係)</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>(略)</p> <p>設置者の氏名及び住所 (法人にあっては 名称及び主たる事業所の所在地並びに代 表者の氏名及び住所)</p> <p>技能教育施設指定申請書</p> <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p>	<p>別記様式第1号 (第2条関係)</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>(略)</p> <p>設置者の氏名及び住所 (法人にあっては 名称及び主たる事業所の所在地並びに代 表者の氏名及び住所)</p> <p>技能教育施設指定申請書</p> <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p>
<p>様式第2号 (第4条関係)</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>(略)</p> <p>設置者の氏名及び住所 (法人にあっては 名称及び主たる事業所の所在地並びに代 表者の氏名及び住所)</p> <p>連携科目追加指定申請書</p> <p>(略)</p>	<p>様式第2号 (第4条関係)</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>(略)</p> <p>設置者の氏名及び住所 (法人にあっては 名称及び主たる事業所の所在地並びに代 表者の氏名及び住所)</p> <p>連携科目追加指定申請書</p> <p>(略)</p>

改正後	改正前
<p>様式第3号 (第5条関係)</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>(略)</p> <p>設置者の氏名及び住所 (法人にあっては 名称及び主たる事業所の所在地並びに代 表者の氏名及び住所)</p> <p>連携科目等の変更申請書</p> <p>(略)</p>	<p>様式第3号 (第5条関係)</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>(略)</p> <p>設置者の氏名及び住所 (法人にあっては 名称及び主たる事業所の所在地並びに代 表者の氏名及び住所)</p> <p>連携科目等の変更申請書</p> <p>(略)</p>
<p>様式第4号 (第6条関係)</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>(略)</p> <p>設置者の氏名及び住所 (法人にあっては 名称及び主たる事業所の所在地並びに代 表者の氏名及び住所)</p> <p>連携科目等の廃止申請書</p> <p>(略)</p>	<p>様式第4号 (第6条関係)</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>(略)</p> <p>設置者の氏名及び住所 (法人にあっては 名称及び主たる事業所の所在地並びに代 表者の氏名及び住所)</p> <p>連携科目等の廃止申請書</p> <p>(略)</p>

(広島県教育委員会聴聞等規則の一部改正)

第四条 広島県教育委員会聴聞等規則(平成六年広島県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別記様式第1号 (第5条, 第25条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>代理人資格証明書 (略)</p> <p>住所氏名 (略)</p> </div> <p>備考 (略)</p>	<p>別記様式第1号 (第5条, 第25条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>代理人資格証明書 (略)</p> <p>住所氏名 (印)</p> </div> <p>備考 (略)</p>
<p>様式第2号 (第5条, 第25条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>代理人資格喪失届出書 (略)</p> <p>住所氏名 (略)</p> </div> <p>備考 (略)</p>	<p>様式第2号 (第5条, 第25条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>代理人資格喪失届出書 (略)</p> <p>住所氏名 (印)</p> </div> <p>備考 (略)</p>

改正後

様式第3号 (第6条関係)

参加人許可申請書
(略)

住所氏名
(略)

備考 (略)

様式第4号 (第7条関係)

補佐人出頭許可申請書
(略)

住所氏名
(略)

備考 (略)

改正前

様式第3号 (第6条関係)

参加人許可申請書
(略)

住所氏名
(略)

備考 (略)

様式第4号 (第7条関係)

補佐人出頭許可申請書
(略)

住所氏名
(略)

備考 (略)

改正後

様式第5号 (第8条関係)

参考人出頭申出書 (略)	住所名 (略)
-----------------	------------

備考 (略)

様式第8号 (第12条関係)

文書閲覧申請書 (略)	住所名 (略)
----------------	------------

備考 (略)

改正前

様式第5号 (第8条関係)

参考人出頭申出書 (略)	住所名 (印)
-----------------	------------

備考 (略)

様式第8号 (第12条関係)

文書閲覧申請書 (略)	住所名 (印)
----------------	------------

備考 (略)

改正後

様式第8号の2 (第12条関係)

閲覧資料写し交付申請書 (略)	住所氏名
--------------------	------

備考 (略)

様式第9号 (第20条関係)

(表)

聴聞調書 (略)	主宰者の職氏名 (略)
-------------	----------------

備考 (略)

改正前

様式第8号の2 (第12条関係)

閲覧資料写し交付申請書 (略)	住所氏名 ④
--------------------	-----------

備考 (略)

様式第9号 (第20条関係)

(表)

聴聞調書 (略)	主宰者の職氏名 (略) ④
-------------	---------------------

備考 (略)

(裏)
(略)

改正後	改正前
<p>様式第10号 (第21条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>聴聞報告書 (略)</p> <p>主宰者の職氏名 (略)</p> </div> <p>備考 (略)</p> <p>様式第11号 (第22条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>聴聞調書等閲覧申請書 (略)</p> <p>住氏名 (略)</p> </div> <p>備考 (略)</p>	<p>様式第10号 (第21条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>聴聞報告書 (略)</p> <p>主宰者の職氏名 ㊟</p> </div> <p>備考 (略)</p> <p>様式第11号 (第22条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>聴聞調書等閲覧申請書 (略)</p> <p>住氏名 ㊟</p> </div> <p>備考 (略)</p>

(広島県教育委員会の所管に属する公の施設における指定管理者の指定手続等に関する規則の一部改正)

第五条 広島県教育委員会の所管に属する公の施設における指定管理者の指定手続等に関する規則(平成十九年広島県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別記様式第1号 (第3条関係)</p> <p>指定管理者指定申請書</p> <p>(略)</p> <p>郵便番号 主たる事務所の所在地</p> <p>申請者 名 称 代表者氏名 電話番号</p> <p>(略)</p> <p>注 (略) 備考 (略)</p>	<p>別記様式第1号 (第3条関係)</p> <p>指定管理者指定申請書</p> <p>(略)</p> <p>郵便番号 主たる事務所の所在地</p> <p>申請者 名 称 代表者氏名 電話番号</p> <p>印</p> <p>(略)</p> <p>注 (略) 備考 (略)</p>

改正後	改正前
<p>様式第2号 (第5条関係)</p> <p>変更届出書</p> <p>(略)</p> <p>郵便番号 主たる事務所の所在地</p> <p>申請者 名称 代表者氏名 電話番号</p> <p>(略)</p> <p>注 (略) 備考 (略)</p>	<p>様式第2号 (第5条関係)</p> <p>変更届出書</p> <p>(略)</p> <p>郵便番号 主たる事務所の所在地</p> <p>申請者 名称 代表者氏名 電話番号</p> <p>(略)</p> <p>注 (略) 備考 (略)</p> <p>印</p>

改正後	改正前
<p>様式第3号 (第6条関係)</p> <p>事業報告書</p> <p>(略)</p> <p>郵便番号 主たる事務所の所在地</p> <p>申請者名 代表者氏名</p> <p>電話番号</p> <p>(略)</p> <p>注 (略)</p> <p>備考 (略)</p>	<p>様式第3号 (第6条関係)</p> <p>事業報告書</p> <p>(略)</p> <p>郵便番号 主たる事務所の所在地</p> <p>申請者名 代表者氏名</p> <p>電話番号</p> <p>(略)</p> <p>注 (略)</p> <p>備考 (略)</p> <p>印</p>

(広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第六条 広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則(平成二十八年広島県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別記様式第1号 (第8条関係)</p> <p>能力評価書 定期・特別</p> <p>教育委員会 一次評価者 二次評価者</p> <p>(略)</p>	<p>別記様式第1号 (第8条関係)</p> <p>能力評価書 定期・特別</p> <p>教育委員会 一次評価者 二次評価者</p> <p>印 印 印</p> <p>(略)</p>

附 則

この教育委員会規則は、令和三年八月一日から施行する。

広島県教育委員会訓令第4号

本 庁
 地 方 機 関
 県 立 学 校
 学校以外の教育機関

広島県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年七月三十日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

広島県教育委員会公印規程（昭和三十七年広島県教育委員会訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(公印の刷り込み)			(公印の刷り込み)		
第九条 (略)			第九条 (略)		
一 県立学校に係る卒業証書に学校長印を刷り込む場合			一 県立学校に係る卒業証書に学校印及び学校長印を刷り込む場合		
二 (略)			二 (略)		
2—5 (略)			2—5 (略)		
別表 (第2条関係)			別表 (第2条関係)		
種類	寸法 (ミリメートル)	公印管守課等	種類	寸法 (ミリメートル)	公印管守課等
1—3 (略)	(略)	(略)	1—3 (略)	(略)	(略)
			<u>4</u> 教育委員会事務局 教育次長印	<u>方24</u>	<u>〃</u>
			<u>5</u> 教育委員会事務局 部長印	<u>〃</u>	<u>〃</u>
			<u>6</u> 教育委員会事務局 課長印	<u>方21</u>	<u>〃</u>
			<u>7</u> 教育委員会事務局 室長印	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>4—10</u> (略)	(略)	(略)	<u>8—14</u> (略)	(略)	(略)

附 則

この教育委員会訓令は、令和三年八月一日から施行する。

広島県教育委員会訓令第五号

県立学校

広島県立学校職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年七月三十日

広島県教育委員会

教育長 平川理恵

広島県立学校職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令

広島県立学校職員の人事評価に関する訓令（平成二十八年広島県教育委員会訓令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別記様式第1号 (第8条関係)</p> <p>広島教育委員会教育長 定期・特別 書 書 能力評価 評価者 二次評価者 二次評価者</p> <p>(略)</p>	<p>別記様式第1号 (第8条関係)</p> <p>広島教育委員会教育長 定期・特別 書 書 能力評価 評価者 二次評価者 二次評価者</p> <p>(略)</p>

附 則

この教育委員会訓令は、令和三年八月一日から施行する。

広島県教育委員会告示第五号

広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年七月三十日

広島県教育委員会

教育長 平川理恵

広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱の一部を改正する告示

広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱（昭和五十一年広島県教育委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別記様式第1号</p> <p>(略)</p> <p>広島県修学奨励金貸付(台帳)願書</p> <p>(略)</p> <p>願出者 住所 氏名 氏名</p> <p>保護者 住所 氏名 氏名</p> <p>(略)</p> <p>(裏面) (略)</p>	<p>別記様式第1号</p> <p>(略)</p> <p>広島県修学奨励金貸付(台帳)願書</p> <p>(略)</p> <p>願出者 住所 氏名 氏名</p> <p>保護者 住所 氏名 氏名</p> <p>(略)</p> <p>(裏面) (略)</p> <p>㊤ ㊤</p>

改正後	改正前
<p>様式第3号</p> <p>誓 約 書</p> <p>(略)</p> <p>修学奨学生 住 氏 所 名 決 定 番 号 第 号</p> <p>(注) (略)</p>	<p>別記様式第3号</p> <p>誓 約 書</p> <p>(略)</p> <p>修学奨学生 住 氏 所 名 決 定 番 号 第 号</p> <p>(注) (略)</p>

改正後	改正前
<p>様式第6号</p> <p>(略)</p> <p>広島県高等学校(定時制・通信制) 課程修学奨励金貸付辞退届</p> <p>(略)</p> <p>修学奨励生 住所名 連帯保証人 住所名 連帯保証人 住所名</p> <p>(略)</p> <p>(注) (略)</p>	<p>様式第6号</p> <p>(略)</p> <p>広島県高等学校(定時制・通信制) 課程修学奨励金貸付辞退届</p> <p>(略)</p> <p>修学奨励生 住所名 連帯保証人 住所名 連帯保証人 住所名</p> <p>(略)</p> <p>(注) (略)</p>

改正後	改正前
<p>様式第7号</p> <p>(略)</p> <p>広島県高等学校(定時制・通信制) 課程修学奨励金借用証書</p> <p>(略)</p> <p>修学奨励生 住所 氏名</p> <p>(略)</p> <p>(注) (略)</p>	<p>様式第7号</p> <p>(略)</p> <p>広島県高等学校(定時制・通信制) 課程修学奨励金借用証書</p> <p>(略)</p> <p>修学奨励生 住所 氏名</p> <p>(略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>㊦</p>

改正後	改正前
<p>様式第9号</p> <p>(略)</p> <p>広島高等学校(定時制・通信制) 課程修学奨励金返還債務履行猶予 願</p> <p>(略)</p> <p>修学奨励生 住所 氏名 連帯保証人 住所 氏名 連帯保証人 住所 氏名</p> <p>(注) (略)</p>	<p>様式第9号</p> <p>(略)</p> <p>広島高等学校(定時制・通信制) 課程修学奨励金返還債務履行猶予 願</p> <p>(略)</p> <p>修学奨励生 住所 氏名 連帯保証人 住所 氏名 連帯保証人 住所 氏名</p> <p>(注) (略)</p> <p>(印) (印) (印)</p>

改正後	改正前
<p>様式第10号</p> <p>広島県高等学校(定時制・通信制) 課程修学奨励金債務免除願</p> <p>(略)</p> <p>修学奨励生 住所 氏名</p> <p>連帯保証人 住所 氏名</p> <p>連帯保証人 住所 氏名</p> <p>(略)</p> <p>(注) (略)</p>	<p>様式第10号</p> <p>広島県高等学校(定時制・通信制) 課程修学奨励金債務免除願</p> <p>(略)</p> <p>修学奨励生 住所 氏名</p> <p>連帯保証人 住所 氏名</p> <p>連帯保証人 住所 氏名</p> <p>(略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>⑨ ⑨ ⑨</p>

改正後	改正前
<p>様式第11号</p> <p>(略)</p> <p>修学奨励生氏名(住所)変更届</p> <p>(略)</p> <p>修学奨励生 住所 氏名</p> <p>(略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>様式第12号</p> <p>(略)</p> <p>保証人に関する届</p> <p>(略)</p> <p>修学奨励生 住所 氏名</p> <p>(略)</p> <p>(注) (略)</p>	<p>様式第11号</p> <p>(略)</p> <p>修学奨励生氏名(住所)変更届</p> <p>(略)</p> <p>修学奨励生 住所 氏名</p> <p>(略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>様式第12号</p> <p>(略)</p> <p>保証人に関する届</p> <p>(略)</p> <p>修学奨励生 住所 氏名</p> <p>(略)</p> <p>(注) (略)</p>

改正後	改正前
<p>様式第13号</p> <p>(略)</p> <p>退職・失職・再就職届</p> <p>(略)</p> <p>修学奨励生 住所氏名</p> <p>(略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>様式第14号</p> <p>(略)</p> <p>復学(休学)届</p> <p>(略)</p> <p>学校名 学校長名</p> <p>(略)</p> <p>(注) (略)</p>	<p>様式第13号</p> <p>(略)</p> <p>退職・失職・再就職届</p> <p>(略)</p> <p>修学奨励生 住所氏名</p> <p>(略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>様式第14号</p> <p>(略)</p> <p>復学(休学)届</p> <p>(略)</p> <p>学校名 学校長名</p> <p>(略)</p> <p>(注) (略)</p>

改正後	改正前
<p>様式第15号</p> <p>(略)</p> <p>転学届</p> <p>(略)</p> <p>学校名 学校長名</p> <p>(略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>様式第16号</p> <p>(略)</p> <p>停学等の処分に関する届</p> <p>(略)</p> <p>学校名 学校長名</p> <p>(略)</p> <p>(注) (略)</p>	<p>様式第15号</p> <p>(略)</p> <p>転学届</p> <p>(略)</p> <p>学校名 学校長名</p> <p>(略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>様式第16号</p> <p>(略)</p> <p>停学等の処分に関する届</p> <p>(略)</p> <p>学校名 学校長名</p> <p>(略)</p> <p>(注) (略)</p>

改正後	改正前
<p>様式第17号</p> <p>(略)</p> <p>退学届</p> <p>(略)</p> <p>学校名 学校長名</p> <p>(略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>様式第18号</p> <p>(略)</p> <p>卒業届</p> <p>(略)</p> <p>学校名 学校長名</p> <p>(略)</p> <p>(注) (略)</p>	<p>様式第17号</p> <p>(略)</p> <p>退学届</p> <p>(略)</p> <p>学校名 学校長名</p> <p>(略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>様式第18号</p> <p>(略)</p> <p>卒業届</p> <p>(略)</p> <p>学校名 学校長名</p> <p>(略)</p> <p>(注) (略)</p>



改正後	改正前
<p>様式第19号</p> <p>(略)</p> <p>原級留置届</p> <p>(略)</p> <p>学校名 学校長名</p> <p>(略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>様式第20号</p> <p>(略)</p> <p>所得の確定に関する届</p> <p>(略)</p> <p>修学奨励生 住所 氏名 学校名</p> <p>(略)</p> <p>(注) (略)</p>	<p>様式第19号</p> <p>(略)</p> <p>原級留置届</p> <p>(略)</p> <p>学校名 学校長名</p> <p>(略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>様式第20号</p> <p>(略)</p> <p>所得の確定に関する届</p> <p>(略)</p> <p>修学奨励生 住所 氏名 学校名</p> <p>(略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>印</p>

改正後	改正前
<p>様式第21号</p> <p>(略)</p> <p>死 亡 届</p> <p>(略)</p> <p>連帯保証人 住所氏名</p> <p>連帯保証人 住所氏名</p> <p>(略)</p> <p>(注) (略)</p>	<p>様式第21号</p> <p>(略)</p> <p>死 亡 届</p> <p>(略)</p> <p>連帯保証人 住所氏名</p> <p>連帯保証人 住所氏名</p> <p>(略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>⑨ ⑨</p>

附 則

この教育委員会告示は、令和三年八月一日から施行する。